

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ：パート等勤務者の社会保険加入義務の拡大とその影響

2022年10月1日より、パート・アルバイト勤務者が社会保険の被保険者となる事業所が拡大しています。具体的には、常時雇用の社会保険の被保険者が100名(2024年10月以降は50名)を超える事業所は、パート等の短時間労働者についても社会保険の被保険者の対象に加えられることとなります。

## ■短時間労働者が被保険者となる事業所(適用事務所)

	2016年10月より適用(従前)	2022年10月より適用(現在)	2024年10月より適用開始
被保険者の総数 (短時間労働者を除く)	常時500名を超える事業所	常時100名を超える事業所	常時50名を超える事業所

## 短時間労働者の定義と年収別パート等勤務者の影響

短時間労働者は、月額賃金88,000円以上・週20時間以上の勤務であることから、月にして80時間あたりの時給換算で概ね1,100円以上、年間約106万円以上の収入を稼得する者を指します(下記の「短時間労働者の定義」をご参照)。例えば東京都のパート等の賃金環境にて考えると、その最低賃金は1,072円/時間、週20時間勤務で年間約110万円になります。現況のパート等の賃金相場を鑑みると、常勤者が100名超の事業所においては、週20時間以上勤務のパート等勤務者は、概ね短時間労働者として被保険者の対象となるのではないかと考えられます。

## ■社会保険上の短時間労働者の定義

①勤務時間・勤務日数が常時雇用者の3/4未満	④賃金の月額が88,000円以上であること
②週の所定労働時間が20時間以上であること	⑤学生でないこと
③雇用期間が2ヵ月超見込まれること	

パート等従業員の年収階層別では、男女共に2番目に人数比の多い年収100-199万円の層が今回の制度改正で影響を受けやすくなるものと考えます。例えば、従来、配偶者の扶養内(年収130万円以内)で社会保険料の負担のない者、60歳以上で国民年金保険料の負担のない者が相当数含まれるものとおもいます。これらの者が短時間労働者として社会保険料の負担者となることを理由に更なる就業調整を行う、より小規模な事業所へ再就職せざるを得なくなったというような原因により労働時間が減少することが考えられます。また、企業側においても、例えば年収106万円の者でも被保険者となることで保険料の半額の企業負担が必要となり、この場合一人あたり月額約15万円/人のコストアップが見込まれます。中でもパート等勤務者の雇用割合が大きいサービス業、人数規模の大きな企業においてはその影響が大きいと見込まれます。また、対象者への制度改正の社内広報だけでなく、人材確保のための賃率アップ、人件費の上昇に必ずしも売上単価への転嫁をも併せて行っていないと見込まれます。

## ■パート等従業員の年間収入別の人数(2021年)

	男性		女性	
	人数(万人)	比率	人数(万人)	比率
総数	652	100%	1,413	100%
～100万円	186	29%	583	41%
100-199万円	172	26%	535	38%
200-299万円	137	21%	191	14%
299万円～	157	24%	104	7%

※総務省統計局 労働力調査(2021年)表3を一部抜粋・集約加工

## お見逃しなく！

短時間労働者が社会保険加入義務となる適用事務所の「被保険者の総数」判定は、法人番号が同一の企業単位で行います。またパート・アルバイトの短時間労働者を多数雇用していても、常時雇用者が少ない企業では、適用事業所とならないといったケースも考えられます。